

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和2年4月1日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、下記のとおり改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 1号特定技能 外国人支援計画の 基準等 ○2つ目	○ 1号特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」のほか、これに加えて <b>任意的に行う</b> 「任意的支援」に分けられます（以下、それぞれの支援項目において、「義務的支援」と「任意的支援」を説明しています。）。義務的支援はその全てを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には全ての義務的支援を記載しなければなりません。また、義務的支援の全てを行わなければ、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していないこととなります（技能実習2号等から特定技能1号に在留資格を変更した場合などで、客観的状況に照らして明らかに不要な支援は除く。）。なお、任意的支援についても1号特定技能外国人支援計画に記載した場合には支援義務が生じることとなります。	○ 1号特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」のほか、これに加えて <b>行うことが望ましい</b> 「任意的支援」に分けられます（以下、それぞれの支援項目において、「義務的支援」と「任意的支援」を説明しています。）。義務的支援はその全てを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には全ての義務的支援を記載しなければなりません。また、義務的支援の全てを行わなければ、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していないこととなります（技能実習2号等から特定技能1号に在留資格を変更した場合などで、客観的状況に照らして明らかに不要な支援は除く。）。なお、任意的支援についても1号特定技能外国人支援計画に記載した場合には支援義務が生じることとなります。

2	P4	○11つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることはできません。</p> <p>○ 支援に要する費用とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援（特定技能基準省令第3条に定める「義務的支援」）に必要となる費用（登録支援機関への委託費用を含む。）をいい、次のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等</li> <li>・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する費用等</li> </ul>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援に要する費用（本要領に定める「義務的支援」に係るものに限る。）について、直接又は間接に当該外国人に負担させることはできません。</p>
3	P10	<p>第2 (1)事前ガイダンスの提供 【留意事項】 ○10つ目</p>	<p>○ 事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があります。個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。なお、技能実習生を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用する場合にあっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは評価されない可能性があることに留意してください。</p>	<p>○ 事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があります。個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。なお、技能実習生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは評価されない可能性があることに留意してください。</p>

4	P11	<b>【留意事項】</b> ○3つ目	○ 送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能です。 ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合については、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください。	○ 送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能です。 ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合については、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください。 <b>なお、道路運送法の手続等については、国土交通省にお問合せください。</b>
5	P11	○4つ目	○ 1号特定技能外国人が出入国しようとする港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）等の間の送迎に要する費用（当該外国人及び同行者の交通費等）は、特定技能所属機関等が負担することとなります。	○ 1号特定技能外国人が出入国しようとする港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）等の間の送迎に要する費用（当該外国人及び同行者の交通費等）は、 <b>義務的支援に要する費用として</b> 、特定技能所属機関等が負担することとなります。
6	P15	(4)生活オリエンテーションの実施 【義務的支援】 ○2つ目	○ 生活オリエンテーションは、1号特定技能外国人が十分に理解することができる言語により実施することが求められます。	○ 生活オリエンテーションは、1号特定技能外国人が十分に理解することができる言語により実施することが求められます。 <b>なお、実施方法として、テレビ電話やDVD等の動画視聴によるものでも差し支えありませんが、当該外国人からのその内容について質問があった場合に適切に応答できるようにコミュニケーションがとれる体制を整備することが必要です。</b>

7	P16	○4つ目	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 交通ルール等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者は右側通行，車両は左側通行・歩行者優先であること，自転車損害賠償責任保険等</li> <li>・ 自動車，バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて，運転免許の取得方法）</li> </ul> <p>④～⑧ 略</p>	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 交通ルール等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者は右側通行，車両は左側通行・歩行者優先であること，<b>自転車を運転する場合は自転車損害賠償責任保険への加入等</b></li> <li>・ 自動車，バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて，運転免許の取得方法・<b>自動車保険の任意保険への加入等</b>）</li> </ul> <p>④～⑧ 略</p>
8	P23	(5)日本語学習の機会の提供 【留意事項】 ○2つ目	<p>○ 日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報提供，日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報の提供，日本語教室等への入学や利用手続の補助及び日本語教師の選定など，各種の支援を行うに当たって要する費用は特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p>	<p>○ <b>義務的支援として行う</b>，日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報提供，日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報提供，日本語教室等への入学や利用手続の補助及び日本語教師の選定など，各種の支援を行うに当たって要する費用は特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p>
9	P24-25	(6)相談又は苦情への対応 【留意事項】 ○2つ目	<p>○ 相談・苦情の対応は，<b>平日のうち3日以上，土曜・日曜のうち1日以上</b>に対応し，相談しやすい就業時間外（夜間）などにも対応できることが求められます（相談・苦情はいつ寄せられるか分からないことから，相談・苦情専用のメールアドレスの設置などにより可能な限り休日や夜間においても対応可能な体制を整えていること，また，事故の発生等緊急時の連絡先を設け，基本的にいつでも連絡が受けられる体制を</p>	<p>○ 相談・苦情の対応は，<b>特定技能外国人の勤務形態に合わせて，1週間当たり勤務日に3日以上，休日に1日以上</b>対応し，相談しやすい就業時間外（夜間）などにも対応できることが求められます（相談・苦情はいつ寄せられるか分からないことから，相談・苦情専用のメールアドレスの設置などにより可能な限り休日や夜間においても対応可能な体制を整えていること，また，事故の発生等緊急時の連絡先を設け，基本</p>

			構築することが望めます。)。なお、登録支援機関が支援を行う場合にあっては、特定技能所属機関と委託契約を締結することとなりますが、当該特定技能所属機関における特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談時間帯を適切に設定しなければなりません。	的にいつでも連絡が受けられる体制を構築することが望めます。)。なお、登録支援機関が支援を行う場合にあっては、特定技能所属機関と委託契約を締結することとなりますが、当該特定技能所属機関における特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談時間帯を適切に設定しなければなりません。
10	P28	(9)定期的な面談の実施, 行政機関への通報 〔義務的支援〕 ○6つ目	(新規)	○ ただし、洋上で長期間行われるなどの漁業分野（漁業）における定期的な面談については、特定技能外国人とともに漁船に乗り組む漁労長や船長が監督的立場にあるところ、漁船によっては長期間にわたって洋上で操業し、3か月以上、帰港しないものもあることや洋上での通信環境の脆弱さなどに鑑み、面談に代えて3か月に1回以上の頻度で、無線や船舶電話によって特定技能外国人及び当該外国人の監督者と連絡をとることとし、近隣の港に帰港した際には支援担当者が面談を行うこととして差し支えありません。
11	P28	【留意事項】 ○1つ目	(新規)	○ 「監督する立場にある者」とは、特定技能外国人と同一の部署の職員であるなど、当該外国人に対して指揮命令権を有する者をいいます。
12	P29	○2つ目	(新規)	○ 派遣形態による受入れの場合には、派遣先の監督的立場にある者との面談を行うことが必要となります。
13	P29	○3つ目	(新規)	○ 「定期的な面談」とは、3か月に1回以上の頻度で行うものをいいます。

14	P29	○4つ目	(新規)	○ 「面談」とは、直接に対面して話をすることをいいます。なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。
----	-----	------	------	--